

会議名称	令和4年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和5年3月20日(月) 14時00分から16時40分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員	佐藤会長、石川委員、氏橋委員、宇田川委員、内山委員、小林委員、手島委員、中島委員、村本委員、山崎委員、井原委員、奥山委員、島田委員、新城委員、松本委員、浅見委員、加藤委員、細川委員
	実施機関	森区政経営改革担当課長、林田職員厚生担当課長、阿出川男女共同参画担当課長、高橋区民課長、山田障害者施策課長、齋木高齢者在宅支援課長、佐藤高井戸事務所担当課長、大石保健サービス課長、笠地域子育て支援担当課長、高倉児童青少年課長、神村住宅課長、村野庶務課長、大島教育人事企画課長
	事務局	岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和4年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和4年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項 ・資料4 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・令和4年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 差し替え資料

【会議内容】

- 1 令和4年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

報告第16号	公民連携プラットフォームに関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第59号	公民連携プラットフォームに関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第60号	公民連携プラットフォームに関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第61号	プラットフォームシステム・記録管理システムに記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第62号	職員福利厚生に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第63号	学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第64号	教職員給与・福利厚生に関する業務の外部結合について(新規)	決定
報告第17号	杉並区パートナーシップ制度に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第65号	杉並区パートナーシップ制度届出者管理台帳に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第18号	業務における配偶者等の定義の変更に伴う個人情報の収集について(新規)	報告了承
報告第19号	戸籍の附票に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
諮問第66号	都心身障害者医療費助成に関する業務の目的外利用について(新規)	決定
報告第20号	医療的ケア児支援の情報共有に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第67号	医療的ケア児管理台帳システムに記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第68号	高齢者補聴器購入費助成管理システムに記録する個人情報の項目について(新規)	決定

諮問第 69 号	生活保護に関する業務の外部委託について(追加)	決定
諮問第 70 号	生活保護に関する業務の外部結合について(追加)	決定
諮問第 71 号	生活保護レセプト管理に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第 21 号	杉並子育て応援券に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第 72 号	杉並子育て応援券に関する業務の外部委託について(追加・変更)	決定
報告第 22 号	学童クラブ児童記録に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第 73 号	学童クラブ児童記録に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第 74 号	学童クラブ児童記録に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第 75 号	入退室管理システムに記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第 23 号	マンション管理の適正化・再生の促進に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第 76 号	マンション管理の適正化・再生の促進に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決定
諮問第 77 号	マンション管理の適正化・再生の促進に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第 56 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
諮問第 57 号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
諮問第 58 号	後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)	決定
報告第 24 号	杉並区個人情報の保護に関する条例の制定について	報告了承
諮問第 78 号	(仮称)杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準の制定等について	決定
一般報告	情報公開時における非公開情報の誤提供について	報告了承
一般報告	メール送信時の宛先誤設定について	報告了承

会長	<p>本日はお忙しい中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、令和4年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに、連絡事項について事務局からお願いいたします。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>本日の会議におきましても、オンラインによる会議参加を実施しているところです。本日は、加藤委員がオンラインで午後3時以降に参加される予定となっております。</p> <p>次に、本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は、佐久間委員1名でございます。國崎委員は、まだ連絡がございません。続いて、審議会進行に当たっての留意点について、情報管理課長より御説明いたします。</p>
情報管理課長	<p>会議の開始前に、審議会進行の留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするために、発言をされる委員の方は挙手をして、会長の指名を受けてから御発言をお願いいたします。また、名乗った上で御発言をお願いいたします。オンラインの参加者は、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくよう、お願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。なお、本日は案件の数が多いため、報告第21号・諮問第72号の審議の終了後、休憩時間を取りたいと思っております。</p> <p>それでは、資料1の令和4年度第4回の会議録についてですが、まず、事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報管理課長	<p>修正・補足説明等はございません。</p>
会長	<p>それでは委員の皆様から、会議録につきまして訂正箇所、御意見等がございますか。</p>
(意見等なし)	
会長	<p>ないようですので、令和4年度第4回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、次第の3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。まず、資料2-1、資料2-2について、事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>
情報公開調整担当係長	<p>報告・諮問事項説明書については、資料2-1と資料2-2の2つに分けております。報告・諮問事項の1ページから56ページは、資料2-1に、57ページから109ページは、資料2-2にありますので、該当の案件の際は、各資料を御覧ください。なお、57ページ、報告第24号、諮問第78号については、4月以降の個人情報保護の取組に関する議題のため、先に次第4、次第5、諮問第56号から第58号を御審議いただいた後、御審議い</p>

	<p>ただくよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、資料 2-1、資料 2-2 の報告・諮問事項一覧及び資料 2-1 の 49 ページ、資料 2-2 の 57 ページから 58 ページにつきまして、資料の差し替えがあります。机の上に「差し替え」と記載した資料をお配りしますので、御覧ください。報告第 24 号「杉並区個人情報保護に関する条例の制定について」ですが、1 週間前通知においてお送りさせていただきました資料については「仮称」という名称が付いておりましたが、本会議で可決されましたので、「仮称」を外しております。</p> <p>続きまして、49 ページは、「学童クラブ児童記録に関する業務」の報告・諮問事項説明書です。事務事業の概要の第 2 段落目、「こうした状況を受け」から始まる文章について、当初お送りしていた資料では、「子どもの出欠席や退室時間の管理等ができる入退室管理システム」という表現でしたが、管理等の「等」を取る形で、差し替えました。</p> <p>最後に、報告第 24 号です。「杉並区個人情報保護に関する条例の制定について」は、先ほど御説明いたしましたとおり、本会議で可決されましたので、内容を差し替えております。</p>
会長	それでは、デジタル戦略担当部長、諮問文を読み上げてください。
デジタル戦略担当部長	(諮問文を読み上げて会長に渡す。)
会長	<p>デジタル戦略担当部長から諮問文を受けました。</p> <p>本日も、委員の皆様と事務局・実施機関の方にお願ひがあります。効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願ひいたします。</p> <p>それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。はじめに報告第 16 号、諮問第 59 号から諮問第 61 号、諮問第 62 号から諮問第 64 号、報告第 17 号、諮問第 65 号、報告第 18 号について、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
<p>報告第 16 号、諮問第 59 号～第 61 号</p> <p>諮問第 62 号～第 64 号</p> <p>報告第 17 号、諮問第 65 号</p> <p>報告第 18 号</p>	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	<p>公民連携プラットフォームについて伺ひます。新規事業なので、どういったものになるかということも、御説明を伺ひながら把握しようとしているところです。この場では、収集する個人情報が必要最低限なものになっているかという観点で確認をしたいのですけれども、どういう目的で収集するのかというところについて、必要な理由が分からないものが幾つかあります。個人情報登録票のところ、項目を具体的に申し上げますので、それぞれ必要な理由を教えてください。住所・容姿・学歴について、必要</p>

	性を御説明ください。
区政経営改革担当課長	まず、住所ですが、プラットフォームには、区が団体同士をつなげる仕組みがあることから、どこに住んでいる誰なのかということ、区が把握するために住所の登録をしていただきます。次に、容姿についてですが、いろいろな地域の協働の活動のPRなどもプラットフォーム上で行う予定であり、PRに当たり、写真の掲載がございますので、容姿が入っています。また、学歴については、このプラットフォームは個人でも登録することができます。例えば、私はどこの学校を卒業しましたとか、今こういう勉強をしているのでこのようなことができますとか、そういったことも個人のPRとして活用できるように学歴を入れております。
委員	住所の情報に関しては、プラットフォームの利用者同士では参照されないということでもいいのかどうか、プラットフォームの利用者側に見えない情報はどれかというところも確認させてください。
区政経営改革担当課長	住所は事務局だけが把握しております。それから、氏名についてもプラットフォーム上では、本名ではなくいわゆるハンドルネームを用いてやり取りしていただこうと考えております。電話番号とメールアドレスも利用者側には見えません。
委員	最後に、容姿の情報なのですが、これは、この審議会で長らく会長、委員も提起されてきていますけれども、これは写真の情報ということであれば、容姿ではなくて容貌で必要十分なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
情報管理課長	今の記載としては、容姿という表現で統一をしているところです。
委員	承知いたしました。容姿のほうは容貌よりも範囲が広くて、実運用上は容貌でやられているということは、この案件に限らず、これまで審議会で諮問されてきた案件でも、事実上は容貌なのだけれども容姿で通しているというものが多くあることは承知しています。しかし、範囲をいわずらに広げないという観点では、容貌という表記も今後は採用していただくように、これは重ねてになりますけれども、お願いいたします。
情報管理課長	今の御意見を参考にさせていただいて、検討したいと思います。
委員	公民連携プラットフォームについて、写真を撮るときに、例えば集会などだと、ほかの人が写り込んだりすることがあると思うのですね。最近はその辺の感度がかなり高まっております、例えばスタンプ等で見えないようにするか、いろいろ配慮しております。そのうち、このプラットフォームから抜けるという人も出てくると思うのですね。そうすると、抜けた人を見えないようにするための配慮が必要になりますよね。最近、例えば忘れられる権利という言い方をしますが、そういうことまで言わなくても、過去のことを探していくと、あの人はあそこで、こんな活動してたんだということがいろいろ掘り起こされたり何かして、いろいろハレーションがあったりするわけです。その辺の取り扱いはどうお考えになって

	いますか。
区政経営改革担当課長	まず、いろいろな取組の写真につきましては、その段階でこの写真を載せることを御本人に確認を取る形になろうかと思えます。そうなるのと、その活動自体のPRということで、例えば写真に5人が写っていて、1人の方がお辞めになられた場合、その人だけを外すのかといったときに、なかなか難しいと思えますので、登録の写真の中に写っていた方で辞めた方がいたから、その方を削除するということまでは考えておりません。
委員	これは再委託の禁止はされておきませんので、ここには「システム障害対応時等に専門業者に再委託するため」と書いてありますが、ということは、こういう場合だけに限って再委託をするのか、それともほかの場合もあり得るのかということが1点、また、再委託の場合には、個人情報を守りましますよねとか、そういった制限をかけなければいけないと思うのですが、どのようになさっているのでしょうか。
区政経営改革担当課長	再委託につきましては、基本的に簡単なシステムの障害の解消などは委託先ができると考えておりますが、専門的なもの、他者の力を借りなければならぬことに、それだけに限って再委託を可能としております。
委員	いわゆる性の多様性のパートナーシップ条例についてです。先般の議会でこの条例が可決されまして、個人情報保護条例も全般的に変わり、新たになったので杉並区では、要配慮個人情報というか、こういうものは収集しないとか、若しくは、どうしますというようなことが、少し扱い方が変わりました。このパートナーシップ制度に関する情報というのは、どなたがそれに当たるかということは、非常に機微情報であるというように私は受け止めています。この個人情報を守るための根拠は何になるのか、それが万が一、例えば漏れたとか、ほかの人に知られてしまったときには、それを治癒するための根拠はどうなるのか教えてください。
情報管理課長	パートナーシップ制度は令和5年4月から開始されますけれども、同月から改正個人情報保護法も施行されます。先般、区のほうでも可決いただきましたけれども、個人情報の保護に関する条例の運用が開始されます。 個人情報保護法において、こちらの性的少数者等の情報については、要配慮個人情報というように明確には定められてはおりませんが、もちろん繊細な個人情報でありますので、まず法に基づいて、当然に守られていくものと考えております。また、区の個人情報の保護に関する条例でも、4月から「安全管理措置の基準」を定め、個人情報の安全管理措置としての自己点検表も作成しておりますので、そういった取組によって守られていくものと考えております。
委員	併せて職員のほうですけれども、配偶者等の定義の変更に伴うことですが、これも例えば、個人情報を守る根拠はどうなるのか、前と違ってくるのか教えてください。
情報管理課長	職員についても、個人情報保護法と個人情報の保護に関する条例とで、

	区民の方と同様に守られていくものと考えております。
委員	公民連携プラットフォームのところの容姿なのですが、この容姿というのは、例えば性別とか、あるいはそれに代わる情報ということではないというように認識してよろしいですか。
区政経営改革担当課長	そういった意図ではございません。活動の状況を撮るといふ、その写真と考えております。
委員	諮問第 65 号について、パートナーシップ制度の条例というのは区の独自の制度、システムになるかと思いますが、個人情報登録票に、性別という項目があります。これまではデータベースは大体、国に倣ってとか、そのようなことに準拠してやっていますというような報告があったのですが、区の独自でありながら、パートナーシップ制度の条例の中で、性の多様性の中で、なぜ性別という項目を入れたのか、その点を教えてください。
男女共同参画担当課長	パートナーシップ制度の申込みに当たりまして、住民票で本人確認をさせていただき、登録していくことから、性別に関しても個人情報として入れたところですが。制度を運用する台帳である電算入力記録票のほうでは、性別に関しては記録項目に記載してございません。
委員	住民票には性別という項目があるから、個人情報登録票に載せたということで、申請者の情報を管理する電算には記録しないということなのでしょうか。
男女共同参画担当課長	今、委員がおっしゃられたとおり、申請に当たって住民票を御提出していただく関係から、住民票には性別も必ず入っておりますので、個人情報登録票には記載しています。電算で管理する際には性別の欄を設けないので、電算入力記録票には載せておりません。
委員	記録する個人情報は少なければ少ないほどいいと思いますので、その点がどうだったかと思ひまして伺いました。
男女共同参画担当課長	申請に当たって、住民票で確認をする項目の 1 つとなっていることから、情報管理課と相談した上で、この記載としています。
会長	今の点について、事務局から補足はありますか。
情報管理課長	今、男女共同参画担当課長から申し上げた性別については、パートナーシップ制度の受付の際に住民票で性別も含めて本人を確認する必要があるということで、個人情報登録票には性別の記載を載せていると理解しております。
会長	これは、届け出をした方が来て住民票で確認をする際に、住民票での本人確認としては、氏名・住所・性別・生年月日が間違いなく一致していることを確認する必要があるため、性別も確認する必要がありますと。ひとたび確認が終わってしまえば、その後の業務にはおっしゃるように性別は必要ないので、電算入力記録票には氏名と住所と生年月日で足りるということだと思います。この説明で合っていますか。
男女共同参画担当課長	そのとおりでございます。

<p>会長</p>	<p>記載されているから聞いているのではなくて、行政事務上、住民票の御本人かどうかを確認する際の氏名・住所・性別・生年月日を使って、間違いがないかということを確認するため、日本の人口1億2,000万人の中に何人いるのか分かりませんが、氏名と住所と生年月日と同じで、性別だけが違うという人が仮にいればということなのですが、そこまで確認しましょうという手続になっているので、聞くときには、最初の届出書には必要になるということだと思います。</p> <p>ほかに御質問、御意見はありますか。</p> <p>委員からはないようなのですが、先ほどの容姿のところですけれども、先ほど委員からも御指摘があったとおり、この審議会でも、項目は容姿と書いてあるのだけれども、実際には議事進行の様子を写真に撮るだけのことを容姿というように書いているということで、これは分かりにくいので容貌にしたかどうかというのは、従来も意見があったかと思います。毎回、今後の参考にしますということになるのですが、おそらく、所管課が毎回異なるので、もとの話になって容姿に戻るのだと思うのです。</p> <p>審議会では、やり取りが議事録上に残るので、ここに記載されている「容姿」というのは、議事の様子を写真に撮るだけのことだということに残るのですけれども、今後この審議会で、典型的事項を審議することがなくなるので、そうすると書類上の記録としては、単に「容姿」になってしまうのです。そうすると、やはり「容姿」という意味だと、広い意味でそれを使うということが記録上はそれでよいとになってしまうのです。どうやって所管課に、今まで「容姿」と言っていたものを会議の撮影というような範囲に変えて伝達するのか、ちょっと難しいのかもしれないのですが、そこは配慮していただいて、やはり「容姿」という広い形でだけ個人情報登録票が残ってしまうと、逆に、本当に広い意味での「容姿」として使うことが認められたことになってしまいますので、そここのところは注意していただければいいのかなと思いました。</p> <p>ほかに御意見がなければ、報告第16号から報告第18号は了承、諮問第59号から諮問第65号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第19号、諮問第66号、報告第20号、諮問第67号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第19号 諮問第66号 報告第20号、諮問第67号</p>	
<p>情報システム担当課長</p>	<p>(案件について説明する。)</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>医療的ケア児についてお伺いします。まず、この対象となるお子さんは、来年度は何人ぐらいいるのかということが1つ。次に、一人一人にとって医療的ケアの必要なことはかなり違うと思うのです。例えば、痰の吸引が必要というお子さんがいたとすると、一時もケアの内容を間違えてはいけ</p>

	ないわけですが、ケアをする人だけでなく、担任の先生などの支援者の情報など、医療的ケア児にとって必要な情報はすべてこのシステムに入っているのかどうか、その2つをお尋ねします。
障害者施策課長	来年度、医療的ケアが必要な対象者は、大枠ですが75～80名近くいらっしゃると思います。転入等もありますので流動的ではあるのですが、80名程度いらっしゃる見込みです。また、医療的ケアの内容ですが、委員のおっしゃるように、痰の吸引、呼吸器の使用、糖尿病の管理など、本当に様々な医療的ケアがあり、今回の支援シートには軽度な情報も重度な情報も医療的ケアに関する情報はなるべく共有していきたいという考えで、支援シートに掲載していくという考え方です。
会長	ほかにいかがでしょうか。
委員	このシステムを使うことによってライフステージに合わせた、その年齢だけではなくて成長していくに従って、ライフステージ、あるいは、いろいろな場合によって管理ができ支援をできるということは、とても評価ができると思うのです。一方、少し心配なのは、考え過ぎかもしれませんが、そのお子さんが、例えばお母さんがDV被害者で、どこかに避難しているとか。システムを通して、住民票などの情報が漏れてしまうというような危険性というのはないのかどうか、そこを確認します。
障害者施策課長	この情報は電子媒体で、障害者施策課と保健サービス課の中で管理していくものです。外部に、会議等で必要な情報のときは、紙媒体で共有する形になります。そしてDVであったり虐待であったり等の配慮が必要な方への提供等は十分、こちらの障害者施策課のほうで管理できるかと思いません。
委員	医療的ケア児の話ですが、20ページの御説明では、重度の身体障害者及び知的障害者を対象としてというふうになっています。なぜ精神障害者が入っていないのですか。制度上の問題があるかと思っているのですが、収集とか登録の中には精神障害の状況というのが書かれています。
障害者施策課長	委員ご指摘の点は、今お話をさせていただいた医療的ケア児支援法に関連するものではなくて、東京都の心身障害者医療費助成に関する事業に関するものです。対象者ですが、身体障害者手帳が1、2級の方、愛の手帳1、2度の方、あと精神障害者手帳1級の方も該当になっており、そういった方の高校生の医療費に関する助成が重複しないようにということの目的外利用に関する案件です。
委員	今の御説明ですと、20ページの内容の所にも精神障害者も書かれるべきなのかなと思いました。
障害者施策課長	「重度の身体障害者及び知的障害者を対象として」という御説明に、もう少し詳しいことが必要だったということですね。
委員	そこの御説明はもう少しきちんとされるべきだと思いました。
障害者施策課長	大変失礼いたしました。

会長	今のは御意見として伺っておきますね。ほかに質問はありますか。それでは、ほかに御意見はありますか。
委員	質疑はしませんでした。戸籍の附票に関する業務の外部結合については、まず戸籍という大変な機微情報ですね。それから、戸籍の附票というのは、今現在どこにいるかが分かるといった非常に大切な情報であり、特定の人を捜すことができる、そういった情報でもあります。全く不要であると考えますので、これについては反対といたします。ほかについては賛成します。
会長	ほかに御意見はありますか。ほかに御意見がなければ、報告第 19 号と報告第 20 号は了承、諮問第 66 号と諮問第 67 号は決定といたします。 次に、諮問第 68 号、諮問第 69 号から諮問第 71 号、報告第 21 号、諮問第 72 号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第 68 号 諮問第 69 号～第 71 号 報告第 21 号、諮問第 72 号	
情報システム担当課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	まず、補聴器のことですが、御本人の所得金額によって助成金額が変わってきますが、今回出された中には、所得段階というのがありますが、これが所得を判別するものになるのかどうかということです。 それと、その情報によって助成金額を変えるということ、御本人から同意を取るのかどうか。取るとしたら、どのように取るのかどうかお伺いします。
高齢者在宅支援課長	まず、非課税か課税かの世帯の判別ですが、介護保険料の段階で確認をする予定です。その情報を、世帯の住民税の非課税、課税の判別に使うことを考えているものです。申請者の方には、区が所有している情報を使わせていただくことを、申請の段階で同意を得て使わせていただく予定です。
委員	諮問第 69 号から第 71 号、生活保護のことですが、今、健康保険証をマイナンバーカードと一体化することを進められようとしていて、世間ではいろいろな意見があるのですが、生活保護の方たちは、そもそも健康保険証を持っていないわけです。今回、医療券や調剤券の提示は不要となると説明で書いてありますが、不要となるというか、これから出さなくなるのですか。また、あなたたちはマイナンバーカードを取りなさいというふうになるのかどうか、まず、そこからお伺いします。
高井戸事務所担当課長	マイナンバーカードの取得を強制するものではありません。マイナンバーカードを作って、医療の情報を連携した方についてはそちらを使っただいて、医療券や調剤券の発行は不要になるということです。
委員	そうすると、自分はマイナンバーカードを取りたくないという人になると。まず、生活保護の方は取るようになりかなり勧奨されていると私は認識し

	<p>ているのですが、現実にはどうなのか。保護は受けているがマイナンバーカードは取得していない方がいらっしゃるのかどうかということと、医療情報の連携をしない方に対しては医療券や調剤券は今後も発行し続けるということでのよろしいのかどうかを確認します。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>必ず取らなくてはいけないということではないので、医療券、調剤券については、マイナンバーカードを持っていなくて、医療情報と連携していない方については、今後も今までの制度を引き続き継続していくということで発行していくという形になります。</p>
委員	<p>マイナンバーカードを取得して、健康保険証の代わりに使うと。そして、医療機関の窓口で出すと、本人確認とか顔認証をして、シリアル番号と結び付けて、この方だということが資格確認。そうすると資格を持っていない場合はどういう仕組みになるのですか。</p> <p>聞きたいのは、そういうふうに結び付けると窓口職員や医師が、その方の過去の医療情報なども、本人の同意の上ですが見ることができるわけです。そして、それがいわばひも付けされるわけです。そういう仕組みになっているということ、当事者がきちんと理解するように説明をするのかどうか。今、2万円マイナポイントを渡しますよということで、すごくマイナンバーカードの申請が増えていますが、そのことが実はこういうことになるのですよと。保険証と一緒に使えるということは、実は医療情報が見られるのですよと。資格を見ていくと、その人は何割負担かということと所得の情報も分かるわけです。この人はたくさん所得がある人だとか、この人は生活保護の人だとか、そういうことが分かるわけですが、そのような情報はきちんと説明するのかどうか。するとしたら、どのような形で説明するのかどうかを教えてください。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>マイナンバーカードについては、国のほうでは取得を奨励していますが、やはり取りたくないという方については、取得の強制はしません。国のほうで、利用のためにこういう形で使っていくのですとか、こういう手続が必要ですか、今、そのようなチラシを作ったりもしています。区のほうでも、被保護者の方に、そういうことをきちんと伝えるような形でチラシを作って説明をするための予算も取っています。そういう中で、誤解のないような形できちんと制度の説明をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>くどういようですが、説明するときには大体、マイナンバーカードを作ると、マイナポータルで過去の診療情報を見ることができて、どんなお薬を使っていたかも見ることができますので、いろいろ役に立ちますよという、そういう言い方で説明をするのです。これは、あなたにとってとても良いことですよということしか説明しないのです。しかし、いろいろなことが明らかになるわけですよ。私は素人で分からないのですが、専門家の方、調剤局の方は、薬を見れば、この方がどういう病気であったのか、言い方は気をつけなければと思いますが、精神障害の方が生活保護を受けているというケースが結構あります。見た目からは分からない、身体障害であると</p>

	<p>いうわけでもありません。しかし、薬を見れば分かるわけです。それが、医療機関の窓口や調剤局などで見る事ができるわけです。そういう仕組みになっていることをきちんとはつきり言わないと、あなたにとって便利ですよと、そんなことしか言っていないのですが、そこはどうするのですか。国のチラシだけで、その情報だけだとマイナンバーカードを取得してくださいと、そういうふうな勧奨になりませんか。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>今、御指摘いただいた点については、こちらのほうでもチラシを作ったり、窓口で案内をしたりしていきますので、参考にさせていただきながら、誤解のないような形の御案内をどういう形でできるかを、これから検討させていただきますと思います。</p>
委員	<p>医療情報、診療情報などを見ることができるわけです。御本人も見ることができますが、福祉事務所でも見ることはできるようになるのではないですか。そうしますと、いわゆる頻回受診、あなたはこの前も病院へ行っていましたね、また行ってましたねということが分かるようになる。あとジェネリック医薬品です。この使用は義務付けされていないけれども、勧奨はされていると思います。あなたはジェネリック医薬品を使っていないですよとか、病院に行きすぎですよとか、そういったことを福祉事務所の人が、御本人に対して言うことができる、そういう素地になるのではありませんか。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>頻回受診の方とか、ジェネリック医薬品を使っていない方については、制度として頻回受診の調査をしたりとか、ジェネリック医薬品を使っただけということはありません。頻回受診については、その状況などをこちらのほうとしてもこれまでも確認してきましたが、引き続きそこはやっていきたいと思っております。ジェネリックについては、制度として使っていくことについては、これまでもやっていたのですが、今後とも引き続き使っただけのような形の話はしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>御説明の42ページですが、医療に関する事にそのまま情報がいきますよという話は分かるのですが、「特定検診等データ収集システム」ということもここに書かれていて、これはどういう関係からここに入ってくるのかがよく分からないので教えていただければと思います。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>マイナンバーカードによるオンライン資格確認のこととはまた別ののですが、併せて行うような形で、特定検診の情報を自治体が受けて、それを活用して健康管理支援を行っていくということに法律が改正されたことによるものです。</p>
委員	<p>そうしますと、医療機関でも特定検診の結果を見ることができるということになりますか。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>医療機関が特定検診の情報を得るということではなくて、医療機関で受けた情報を自治体のほうで確認できるような形で、特定検診の収集システ</p>

	ムを活用して情報を得る、区のほうがもらうという形のもので。
委員	ただ、特定検診を受けた医療機関と受診した医療機関とは必ずしも同じではないので、例えば特定検診は内科で受けて、耳鼻科にも行きましたみたいな場合に、耳鼻科でも特定検診の内容を見ることは可能なのですか。
高井戸事務所担当課長	それはできない仕組みになっていると聞いております。
委員	そうしますと、自治体というお金を出している所は、健康管理をするためにお金を出しているのですから、その情報が手に入るのは当然のことかとは思いますが、そういったことが説明の中になくて、突然、特定検診データと出てきてしまうので、そこについてももう少し丁寧な御説明は欲しかったと思います。
会長	ほかにありますか。
委員	<p>2点お聞きしたいことがあります、まとめて伺います。生活保護になると、国民健康保険証で受診するのではなくて医療券で受診することになるわけですね。それがマイナンバーカードになるということですが、生活保護になってしまっただけで医療券の資格者になったという情報が、マイナンバーカードのカード裏の上にあるICチップに記録されるのか、それとも国保連のどこかのデータベースのほうに記録されるのか。言い換えると、カードを落としてしまったときに、ICチップの内容からその人が生活保護を受けているか受けていないのか、判明することがないのかどうかということが1点目です。</p> <p>もう1つは、働いている人が何らかの状況で一時的に生活保護になりましたと。この方は努力して、また仕事を見つけて復帰して生活保護ではなくなりましたというときに、これまでの受診歴とか、いろいろなものを別の医療機関の人が見たときに、この人は何年何月から何年何月までは生活保護だったということが、後の医療機関でそれが分かるのか分からないのか。その2点をお聞きします。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>まず、ICチップに登録されるかということについては、マイナンバーカードそのものに登録されるものではありません。</p> <p>あと、受診歴で生活保護を受給していたかどうかという、過去の状況は分かります。</p>
委員	その方が何年何月から何年何月までは生活保護だったということが、その後受診した医療機関でも分かってしまうということですね。その人の病気の内容や治療だけではなくて、どういう保険を利用していたのかということが分かるということですか。
高井戸事務所担当課長	後の医療機関、別の医療機関でも分かるかということですが、そこは分からないようになっています。
会長	ほかに御質問はありませんか。今の御質問の確認ですが、過去のことは分からないということで、では何が分かるのかと言いますと、今日現在、生活保護に該当しているかどうかというのが、イエスかノーかで分かるかと

	いう理解でいいですか。
高井戸事務所担当課長	生活保護開始日は分かるという仕組みです。
会長	開始日は分かるけれども、別の医療機関が参照した場合には、先ほど、それは過去のところは遡れないとおっしゃったのですが、開始日は分かるのに遡れないということですか。
計画調整担当係長	生活保護自体は、開始日と廃止日の情報が中間サーバに蓄えられるということになっております。今現在、生活保護の期間内であれば、医療機関はその情報が分かるということです。例えば、生活保護が廃止されて数年後という話になりますと、その情報が見えないということです。
会長	今現在入っているかどうかは、イエス、ノーで確認できるだけという理解で大丈夫ですか。
計画調整担当係長	ご理解のとおりです。
会長	それでは御意見があれば、お願いします。
委員	諮問第 69 号から第 71 号に関しては、私も非常に気になっている部分です。生活保護の申請、利用に関して関わるのがかなり多くて、マイナンバーカードを勧奨されることはよく耳にします。先ほど、この件は強制するものではないと、紙媒体もちゃんと出しますというお話でしたので、その点は是非、先ほど委員の質問の中にもありましたが、関わる全職員、当事者にはしっかりと周知をしていただきたいと思います。
会長	ほかに御意見はありますか。
委員	<p>諮問第 69 号から第 71 号、生活保護に関してです。まず、頻回受診であるとか、ジェネリック医薬品を使っているのかをチェックするということが自体は、私は望ましいことだとは思っていませんが、仕方がないかなとは思っています。国保会計を維持するためには、なるべく支出を減らさなければいけない、抑えなければいけないということです。個人情報ということもあり、御本人の状況を見ながらやっていただきたいとは思っています。</p> <p>あと、マイナンバーカードの取得を強制はしないということですが、政府は今、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するというので、カードの取得は義務ではないですと言っているのですが、紙の保険証を廃止すると、まず宣言をしていて、そのことを法律ではなくて省令でできるのだと言っていて、今、その動きが報道されています。紙の健康保険証をなくすわけですから、そうしますと、生活保護の人たちは、今のように、医療券や調剤券を使えるのかどうか危ういと思っています。これは政府のやることですので、杉並で言ってもなかなか詮ないことですが、非常にひどいことだと私は思っておりますので、この件に関しては反対です。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。私も報道されていることでしか知らないのですが、当初、政府は保険証に代わってマイナンバーカードにするということで、紙の保険証を廃止すると確かに言ったのですが、その後、総理大臣がそれに対して非常に問題を指摘されて紙の保険証は継続しますと、少

	なくとも2年間は継続するという発言もあったような気がするのですが。この辺りについては、杉並区には情報は下りてきているのですか。
情報管理課長	マイナンバーカードと保険証のひも付けに関しては、我々のほうも報道ベースの情報しか持っていません。
会長	現時点で紙の保険証を廃止するということは、具体的には下りてきていないということですか。
情報管理課長	はい、そのとおりです。
会長	分かりました。その辺りは、正にどうしたいのかが国民としても分からないというのが現状だと思います。御意見は伺いましたので、報告第21号は了承、諮問第68号から諮問第72号は決定といたします。報告第21号、諮問第72号の審議が終了しましたので、ただいまから15分間の休憩とします。
(休憩)	
会長	それでは、15時30分になりましたので再開いたします。報告第22号、諮問第73号から諮問第75号、報告第23号、諮問第76号、諮問第77号について、事務局から説明をお願いします。
報告第22号、諮問第73号～第75号 報告第23号、諮問第76号・第77号	
情報システム担当課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	学童クラブの児童記録の点で、簡単なところを2つ伺います。使うシステムは、現時点で決定又は内定しているのかというのが1点です。あと、学童クラブは多くあると思うのですがけれども、全て同一のシステムを導入するのか、その辺りは委託先等にも選択の権利があるのかという、この2点を教えてください。
児童青少年課長	システムは、まだ決定しておりません。同様のシステムを他の自治体で導入している所があるので、そういった所の事例を事前に聞き取りしていますが、予算が付いた後に入札等々を掛けて決定していくことになるかと思えます。 あとは、システムですけれども、我々区立の学童クラブは、同一のシステムを入れることを考えておりますので、委託先によって変わるということはないという想定で考えているところです。
委員	学童クラブのほうです。まず、対象となるお子さんは何年生までなのかということです。もう1つは、子どもの権利というのは関係ないのですかね。私など、例えば何時に起きてどこへ行ったということを記録されたりするということを考えたら、とてもではないけれど耐えられない。
児童青少年課長	学童クラブは、もともと小学校1年生から6年生を対象にしておりますので、入会の申請をして学童クラブにお入りいただいた方、全てが対象になるかと思えます。

	<p>あとは、子どもの権利の関係ですけれども、入退室管理システムの御案内は保護者向けにします。ただ、登録いただくかどうかは任意になっております。そういったところで、御家庭でしっかり話をさせていただいて、導入を希望される方は登録いただくというところで考えております。</p>
委員	<p>同意をするのは親ですよ。日本では親権が強いので、仕方がないのだろうけれども、今の時代の子どもは大変だと、私は大変同情しているところです。これは、仕方がないのかなと思います。</p> <p>あと、マンションのほうです。これに関しては相当深い情報があるはずなのですけれども、どこまで把握するのか。具体的な項目で言うと、例えばここには「管理費・修繕積立金の状況」というのがあります。これを見ていくと、何号室の何々さんは修繕積立金を払っていないとか、最近相続が起きたのでそのままになっているとか、きちんと払われていない人の情報というのは、実はマンション管理において、すごく根幹と言っているぐらいの情報だと思うのです。それはこの中に含まれるのか、また、それを杉並区が管理するのかどうか。その辺はきちんと決めておかないと、いろいろな悶着があるのではないかと心配しておりますが、どうでしょうか。</p>
住宅課長	<p>こちらの事務の進め方としては、まず、基本的にマンション管理センターに事前確認依頼をしていただきます。それで適合確認通知というものをもらえますので、それを添付しマンション管理センターが運営するシステムを使って認定の申請をしていただきます。ただ、こちらが全くチェックしないということではなくて、まずはそういった適合確認通知がきちんと出ていることを基本にしています。そのほかに、先ほどおっしゃった管理費・修繕積立金の状況とか、そういった書類についても出していただくこととなります。ただ、別々にこちらに出していただくのではなくて、基本的にはマンション管理センターのシステムで全て出していただいて、その状況についてシステムを活用しこちらで内容を把握するという流れになってきます。</p>
空家対策係長	<p>基本的には、優良な計画を認定するという話になってきます。払っていないとなると認定ができなくなってきますので、認定するには全員払っていて、きちんと積立てをやっていけますよというものを計画として出してもらう必要があります。このため、区のほうで把握する中で、この方は払っていないという情報等は出てこないということになります。</p>
委員	<p>そうすると、建て替えが進みそうな所しか今回は対象としないということになるわけですね。それは分かるのです。本来、こういった業務をやるということは、円滑に建て替えが進んでほしい、若しくは建て替えではないかもしれないけれど進んでほしいという意図だと思うのですが、進まないような所というのは対象外ということですか。</p>
住宅課長	<p>マンション管理の適正化の推進に関する法律を基にした制度のほかに、既に東京都のほうで進めている東京都の条例による届出制度が始まっております。こちらは昭和58年以前に建てられたマンションについては届出が</p>

	義務付けられているという位置付けになっております。今のところ、昭和58年以前が対象になっておりますが、東京都もマンションの様々な通知等と言っているところです。昭和58年以前の届出については今、杉並においても9割ぐらい出ている状況なので、それはそれで進めていくとして、今後はそれ以外の対象にも広げていく可能性も言及しておりますので、そういった複数の届出制度を活用して、マンションの適正化を図っていくという流れになるだろうと思います。
委員	お話を聞いていると、問題のない所の情報をわざわざこうやって収集して、職員の方のお手間もかけてすることに何か意味があるのかと思いましたがけれども、これにお答えがあるのなら伺います。
住宅課長	もちろん管理が適正であるということの上で、今回のマンションの管理認定に認められると、このマンションは非常にしっかりした管理体制を取っているといったイメージになりますので、優良であるというお墨付きが付きます。そういった意味では、より価値が高まるということがあるかと思えます。今後、流通していく上でも非常に有利になるということもあります。
委員	マンションについてです。今、昭和58年と言いましたけれども、建築基準法では昭和56年です。昭和58年というのは何か基準があるのですか。
住宅課長	昭和58年に区分所有法の変更がありました。昭和56年のほうは、確か耐震のものだったと思います。東京都の条例のほうは耐震ではなくて、区分所有法によるものになっていたかと記憶しております。
委員	これは基準に適合すれば認定を行うと。優良物件だという証明になるということですけども、この認定をもらうことによって、実質的に何か利益があるのですか。
住宅課長	認定されると、このマンションは優良な管理体制を持っているマンションというように公表されますので、そういった意味では、買う側からみても、非常に安心の一助になるということがあります。
委員	例えば建て替えなどのときに、この認定を受けていると、土地利用の緩和ができるとか、ある程度戸数を増やすことによって、今住んでいる人の負担が減るじゃないですか。そのような利益みたいなものはあるのですか。
住宅課長	そういった話は今のところ、国から通知は来ておりません。
空家対策係長	金融公庫のほうで、住宅を売却された方の購入資金や、修繕費などの金利については、特例を受けられて安く借りられるようになると伺っています。その制度は既に始まっております。
委員	昭和58年以降に建てられたものは、全部義務化されているわけですか。
住宅課長	東京において昭和58年以前に建てられたマンションについては、管理組合を置くことが必置ではなかったのです。昭和58年以降は必置になりましたので、そういった違いはあります。
委員	これは届けを出さなければいけないということになるのですね。

住宅課長	おっしゃるとおりです。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	学童クラブについてです。入退室をリアルタイムで知りたいという保護者からの要望はよく理解できます。記録される情報のところを見ると、指導育成記録というのがあります。例えば区内で、転校されて別の学校に行った場合とか、これらの情報は次の転校先の学童クラブのほうに継続されるのかどうかということを、まずお聞きしたいと思います。それとも全く、まっさらになってしまって、もう一度ゼロからやり直さなければいけないのか。
児童青少年課長	区外ですか。
委員	いえ、区内です。区外はシステムが違ってしまいうわけですね。だから、それは別です。区内で別の小学校に転校することになって、別の学童クラブに行きましたといったときに、前の学校でのお子さんのいろいろな様子だとか、どのようなことをしてきたのかとか、注意点とか、そういうところをきちんと次の学童クラブにも引き継がれるのかどうかということが、まず1つ目です。
児童青少年課長	この入退室管理システム上の記録が引き継がれるのかどうかというのは、システムを選定してみないとなかなかというところがあるので、システムによって、そういったところが変わってくるかと思っています。あと、指導育成記録というところでは、もともと学童クラブ児童記録として、我々がこのシステムを入れる前から指導育成記録はこちらで取る、その子の状況を取ることになっていきますので、そういったものの共有はなされているということで御承知いただければと思います。
委員	引き続き、そのお子さんをきちんと見ていけるということですね。それと、もう1つ伺いたいのは、これらの記録はどのくらいの間、保存されるのですか。全区共通ですから、そのお子さんがどこの学童クラブにいかが残っているわけですね。その後、どのくらいの期間、保存されるものなのでしょうか。
児童青少年課長	もともとの学童クラブの育成記録の保存年限が3年になっています。システム上のデータをどう削除していくかというのは、我々が任意に設定できると聞いておりますので、文書保存上の3年というところを一つの基準にしながら今後は考えていきたいと思っていますところでは。
会長	ほかに質問はありますか。
委員	今の学童クラブの件です。これは出欠・退室時間の管理ができるようにということになっているのですが、個人情報登録票の中に、写真・ビデオという記載があります。なぜ、これが記録の形態として必要になるのか、その点だけ教えてください。
児童青少年課長	これは、もともと学童クラブ児童記録という業務の中で写真やビデオも記録しているためです。

会長	ほかに御質問はありますか。では、御意見のある方はお願いします。御質問、御意見がないようですので、報告第 22 号と報告第 23 号は了承、諮問第 73 号から諮問第 77 号は決定といたします。
諮問第 56 号 諮問第 57 号	
会長	<p>冒頭に情報管理課長からお話のあったとおり、報告第 24 号、諮問第 78 号については、先に次第 4 と 5 を審議して、その後で審議することといたします。では、次第 4 に進みます。諮問第 56 号と諮問第 57 号についてです。</p> <p>本案件は、令和 4 年度第 4 回の審議会にて諮問を受けております。本案件については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、令和 5 年 1 月 16 日に部会を開催しております。それでは、部会長として私から、審議の結果について説明いたします。</p> <p>まず、最初に住基ネットに関することです。資料 3 です。1 ページの審議結果－1 の「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」を御覧ください。部会では、点検内容に記載されている 2 点のセキュリティ対策について審議いたしました。1 つ目は、「住基ネット安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について」です。これはセキュリティ対策が各部署において適切に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の改善点を把握するためのものです。自己点検調査の結果、住基ネット業務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、適正であることを確認しました。また、自己点検結果から得られた改善点を中心に各部署への振り返りを実施し、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認しました。さらに、次年度の初任者教育等においても自己点検結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めることを確認しました。</p> <p>2 つ目は、「住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について」です。緊急時対応訓練は、障害等が発生した場合に迅速、かつ的確な対応ができるように毎年実施しています。副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練、住基ネット端末を利用する部署の職員への訓練及び住基ネット緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施していることを確認しました。職員に対する訓練については、各部署における統合端末の利用のあり方に応じた訓練を行っており、その内容が適正であることを確認しました。</p> <p>以上のことから、今説明した 2 点についての「総評」として、区が実施した住基ネットのセキュリティ対策の実施結果について妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した資料は、5 ページから 9 ページまでの部会資料 2、部会資料 3 ですので、詳細についてはそちらを御覧ください。住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当</p>

性の評価については、以上です。

次に、情報提供ネットワークシステムについてです。2ページの審議結果-2の「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」を御覧ください。こちらも点検内容に記載されている、3点のセキュリティ対策について審議いたしました。まず1つ目は、「情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について」です。自己点検項目が情報提供ネットワークシステムへの連携方法に応じて設定され、統一的な自己点検が行える根拠等の記載もみられました。

2つ目は、「情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について」です。これは情報提供ネットワークシステムを利用する職員の理解度を把握し、教育の有効性の評価を行うことで教育内容の改善等につなげることを目的として実施されています。職員自己点検の結果、情報連携事務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、適正であることを確認しました。また、自己点検結果は、集計・分析等を行い、各部署で振り返りを実施し、セキュリティ対策の再確認や情報共有を行うことを確認しました。さらに、結果を今後の研修等においても活用することを確認しました。

3つ目は、「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について」です。緊急時対応訓練は、障害等が発生した場合に迅速、かつ的確な対応ができるように、毎年実施しています。12月26日に実施した情報連携実施課への連絡訓練及びCSIRT構成員等への役割確認・連絡訓練の報告を受けました。情報連携実施課への障害情報をメール及び電話にて連絡し、障害情報の確実な伝達に努めるなど、訓練は適正に実施されたことを確認しました。

以上のことから、「総評」として、区が実施した情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施結果について、妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した資料は10ページから18ページまでの部会資料4、部会資料5、部会資料6ですので、詳細についてはそちらを御覧ください。「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」は以上です。

では、この説明について御質問、御意見はありますか。御意見、御質問がなければ、諮問第56号と諮問第57号は、決定といたします。

次に、再実施になりますが、令和4年度第4回の審議会で諮問を受けた諮問第58号「後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について」の部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、2月28日に開催された部会で審議が終了しています。まず事務局から配布資料の説明、次に部会長として、私より点検結果

	の報告をいたします。その後、御質問と御意見を受けたいと思います。それでは、事務局から配布資料の説明をお願いします。
諮問第 58 号	
情報管理課長	配布資料について御説明いたします。資料 4 を御覧ください。資料 4 - 1 は、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」で、後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書です。こちらは第三者点検部会の点検結果を反映させた評価書案です。資料 4 - 2 は、「第三者点検で指摘された事項による修正内容等」です。こちらは、第三者点検で指摘された事項による修正内容の一覧です。資料 4 - 3 は、「特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果について」です。こちらは、第三者点検部会の審査結果をまとめたものです。資料 4 - 4 は、「特定個人情報保護評価書点検にあたっての事前確認事項」です。令和 5 年 2 月 28 日に開催した第三者点検部会の配布資料です。
会長	次に、私から部会での審議について説明いたします。部会では、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書の審査を行いました。後期高齢者医療に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施することについて、事務の流れや使用するシステムの機能、情報提供ネットワークシステムとの接続により生ずるリスクへの対策について記載されていることを確認しました。また、情報連携により入手する特定個人情報の取扱いプロセスについて記載されていることを確認しました。質疑・意見交換により、資料 4 - 2 にあるとおり、区の個人情報に関する重大事故、昨年住基ネットによる情報漏えい事案のことでありますが、重大事故の内容と再発防止策が追記されました。なお、後期高齢者医療に関する事務においては、重大事故は発生していません。 以上のことから、評価書の適合性・妥当性について問題は認められなかったと考えます。 今の説明について御質問、御意見はありますか。御質問、御意見がなければ、諮問第 58 号は決定といたします。 次第 3 に戻ります。報告第 24 号、諮問第 78 号について、事務局から説明をお願いします。
報告第 24 号 諮問第 78 号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について質問はありますか。
委員	まず、先ほど御報告いただいた部会で行っている第三者評価ですけれども、あれは今後どうするのかどうか。
情報管理課長	特定個人情報の第三者評価の件かと存じますが、こちらは引き続き令和 5 年度以降も諮問をしていきます。
委員	パブリックコメントの中に、DV被害者の情報を条例要配慮個人情報と

	<p>して規定してほしいというものがあったけれども、それはしないということですが、先ほど私は、性の多様性条例について似たような質問をしました。国の法律ができて、そして東京都の条例があるということです。この情報を持っているのは、国でもなければ東京都でもなくて、杉並区が持っているわけです。だから、国はそもそも想定していないわけだから、違うのではないですか。やはり、何らかの保護をしますという担保となるような規定が必要なのだと思います。重ねてになりますが、お尋ねします。</p>
情報管理課長	<p>今、御意見を頂きました性的少数者、またDV被害者ということについては、審議会の部会の中でも議論といたしますか、話題には挙がりました。要配慮個人情報に改正法に定められておりますが、区の条例では条例要配慮個人情報ということになります。条例要配慮個人情報の定義が、この審議会の中では、その情報自体に地域特性を持っているものという定義で考えております。そう考えたときに、DVの被害者であるとか、又は性的少数者の方々であるということについては、もちろんこれは個人情報として十分守っていくことは当然なのですけれども、杉並区だけにいらっしゃるということではなくて、全国的にといいますか、あまねく存在されているものということから考えたときに、地域特性を持つ情報とはなかなか言えないのではないかとこのところ、区の条例の中では、条例要配慮個人情報として定めるということとはしませんでした。</p> <p>ただ、この情報はもちろん重要な取扱いをしなければなりません。また、国のほうからも、条例要配慮個人情報という定義が明確には示されていないというところがあります。この間、我々のほうでも個人情報保護委員会に、性的少数者のことを明記して定めるということについてのやり取りを実際に行っておりました。けれども、国の委員会のほうからは、あくまでも地域特性を持つものだというような回答であり、現時点ではなかなか区の条例にということとは難しいのかというところがあります。</p> <p>新たに定める、個人情報の保護に関する条例については、条例要配慮個人情報について今回は具体的なものを定めることは見送りました。今後、こういう情報を定める余地があるのではないかと定められるのではないかと、条例に入れられるのではないかとした場合については、審議会に諮問することができるというような項目となっております。今回の条例には具体的な記載はしておりませんが、国の動向には注視していきたいと考えております。</p>
委員	<p>地域特性がないとか、その辺の説明は了解するのですけれども、それではこういう情報が漏れたときにはどうなるのか。それを守るのだということの規定がどこにあるのですかとということと、それが漏れたときには、何を根拠に罰則はないのだけれども守らなければいけないことになるのか、そこをお願いします。</p>
情報管理課長	<p>個人情報が漏れた場合について、まず罰則というところについては、改正法の中に罰則規定が設けられていますので、それが適用されることにな</p>

	<p>ると思います。また、守るべき個人情報というのは、改正法の中には、もちろん適正に個人情報の取り扱いをしなければいけないという記載はあります。また今回、個人情報の保護に関する条例を区は作りますが、その中で、安全管理措置の基準の中でも細かく項目をたくさん作っていますけれども、しっかりと個人情報を守っていくというところを定める予定です。</p>
委員	<p>先ほど第 18 条で、審議会を年に 1 回程度開くというか、報告をするということになっています。でも、それは高度なセキュリティの情報とか、それからセキュリティに関わるような専門的知見とか、例えば今日行ったような審議の内容では全然ないわけですよ。そうすると、どなたが参加したり、どなたが審議会で諮問を聞いたりとか、委員として参加するとか、今後の審議会はどうなるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>審議会の構成については令和 5 年度以降も、令和 4 年度と変わらない構成で続けてまいります。来年度の審議会においては、本日行っていただいたような個別事案の諮問は事後報告になってしまいますが、事後報告は年に 1 回ということではなくて、折々に報告はさせていただきたいと考えております。内部審査でどういう課題があったかとか、その事案の概要についても御報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、先ほど申しあげましたように、来年度以降の審議会においても、特定個人情報保護評価の第三者点検であるとか、また住基ネットシステムの運用監視ということについても引き続き行ってまいります。また、個人情報に関する重要な事項ということがあれば、それは報告させていただくことも引き続き行ってまいります。令和 5 年度以降も、基本的に審議会の在り方ということについては変わるということはありません。</p>
委員	<p>そうすると、今日の審議会の中では、諮問事項や報告事項がありましたけれども、これからは諮問事項がなくなって報告事項だけを聞いて、私たちは意見を言うことができるというようなことでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>本日の内容で言うと、特定個人情報保護評価の第三者点検ですとか、住基ネットシステムの運用監視といったところは、引き続き諮問事項になります。あくまでも、外部結合であるとか、個人情報の収集とか、そういった個別の類型的な事案ということについては、報告ということにならざるを得ません。それ以外の事項については諮問、又は案件によっては報告ということになります。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>少し本筋から外れるかもしれませんが。自己点検表を書く人は、大体何人ぐらいが書くのでしょうか。言い方を変えると、違うかもしれませんが、見た感じでは Excel か何かの表なのかなど。例えば、これを何千人もが書いてきて、その中から何か課題を見付けて、後からゆっくり集計をするのならいいのですけれども、もし何か課題があった場合に、それを適切に発見して、すぐに措置をしなければいけないような場合もあるかもしれません。そういう場合に、この表を書いてもらうのはいいのだけれども、</p>

	<p>ここからどうやってピックアップして、すぐにかせるのかということが気になりました。何人ぐらいで、どういう方法で集めて、それがすぐに反映できるのか、それとも、ただ集計して何日かかってもデータの報告書を作ればいいだけのものなのか、その辺をお聞きします。</p>
情報管理課長	<p>こちらの自己点検表については、一人一人が書くということではなく、所属といいますか、各課ごとに記載してもらいます。各課ごとにマニュアルを作っていますので、各課の代表者に自己点検表を作っていただくこととなります。こちらについては、ただ単に書けばいいというものではなくて、項目をかなり細かくしております。「できている」「あまりできていない」というように段階分けをしています。基本的には全部の項目が「できている」となることを目指すものです。一部でもできていないものがあれば、それは今後どうやって「できている」に上げていくのかということももちろん把握して、その後の経過もきちんと追って、次回の点検をする際に、その点検を待たずに速やかにやっていただくのが一番いいのですけれども、どの部署も各項目について「できている」という項目で埋まるようにすることを目指しているということです。</p>
会長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
委員	<p>基本的なことを教えてください。今回、条例ができて、条例の施行が必要なものは規則で定める。規則というのは、区長が定めるということですよ。今回の別紙2-1のうちの基準というのは、どういうルールになっていて、制定権限者は誰なのでしょう。</p>
情報管理課長	<p>こちらの安全管理措置基準についても、区長が定めるものです。いわゆる、区には要綱といったものがありますが、それと同じような立て付けということになります。</p>
委員	<p>規則に基づいて、この基準を作りなさいというようになっているということですか。3段階構造になっているのですか。</p>
情報管理課長	<p>こちらの安全管理措置基準については、まず改正法の第66条で、安全管理措置基準というものについて対応しようと言われているものです。この基準については、改正法の規定を受けて、区としては今、基準という形で整理をして作るということを考えています。</p>
委員	<p>規則から導かれるものではないということですか。</p>
情報管理課長	<p>そのとおりです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。ないようでしたら御意見を伺えればと思います。御意見はありますか。御質問、御意見がなければ、報告第24号は了承、諮問第78号は決定といたします。次に一般報告があります。情報管理課長、教育人事企画課長から説明をお願いします。</p>
<p>一般報告</p>	
情報管理課長	<p>私からは、情報公開時における非公開情報の誤提供について御報告させていただきます。108ページです。項番1「概要」です。こちらは、区が</p>

	<p>収受した区長宛の文書の情報公開請求に対し、令和4年12月28日、窓口で情報公開の請求者に対し当該文書の写しを交付したところ、同日、請求者からの指摘により、本来は非公開とすべき当該文書の発信者の氏名を公開した状態で交付を行ったことが判明したものです。</p> <p>項番2「原因」としては、職員が当該文書データを出力する際に、黒塗り、いわゆるマスキングをすべき箇所のうち、氏名1か所についてマスキングの処理が漏れたデータを出力してしまい、更に他の職員による確認時にも発見することができないまま、請求者に交付してしまったことによるものです。</p> <p>項番3「区の対応」のところですが、誤って渡してしまった文書については、当日中に正しい文書に差し替えをして、私、情報管理課長から請求者に謝罪させていただきました。また、その際のやり取りの中で、非公開とすべき情報について請求者以外への漏えいはないということを確認しました。</p> <p>(2) 報道機関への情報提供ということで、当日の夕方、報道機関に対して情報提供を行いました。(3) 当該個人情報の対象者への謝罪について、令和5年1月11日に、当該個人情報の対象者の代理人に対し、私から謝罪を行いました。(4) 再発防止策です。こちらは既に行っているものですが、大きく3点あります。1点目は、請求者に交付する文書の決裁をする際には、上司に回議する前段階で担当職員以外の職員も関わることで、点検の精度を高めるということです。2点目は、文書の決裁後、当該文書のデータを紙に出力し、請求者に交付する前にも複数の職員によるチェックを行うこととしております。3点目は、請求者に紙で交付する際、正しいデータではなく誤ったデータを出力してしまうことのないよう、フォルダに複数のデータを保管しないなど、データの管理を徹底するということです。今はこういう取組をしており、二度とこのような事態が発生しないようにするというので取り組んでいます。申し訳ございませんでした。</p>
<p>教育人事企画課長</p>	<p>メール送信時の宛先誤設定について御報告いたします。1番の「概要」ですが、令和5年2月14日(火)15時46分、杉並区立中瀬中学校において、令和5年度の臨時的任用教員を採用する際、杉並区教育委員会から配付された臨時的任用教職員の採用候補者名簿に記載された120名のメールアドレスを使って、一斉メール送信により募集を行いました。その際、BCCではなく、TOで送信したことにより、メールを送信された全ての方が、ほかに送信された方のメールアドレスを確認できる状況であったことが判明いたしました。2番の「誤って送信した個人情報」としては、メールアドレスになります。</p> <p>3番の「原因」ですが、担当者は、令和5年度の臨時的任用教員を採用する際、令和5年1月に臨時的任用教職員採用候補者名簿に記載された120名のメールアドレスを使って、一斉メール、BCC送信により募集を</p>

	<p>行いました。しかし、反応がなかったことから、再度以前に送信した内容を同じ対象者に送信することになりました。当初は再送信で送信する予定でしたが、新たに追加項目が発生したので、新しく募集記事を作成し、新規でメールを送信することになりました。その際、担当者は、再送信していると勘違いし、T Oでそのまま送信してしまいました。送信に当たっての確認が不十分であったということになります。</p> <p>4番の「区の対応」です。(1)関係者への謝罪等について、杉並区立中瀬中学校は発覚した2月17日(金)に、メール送信した全ての方に謝罪のメールを送信しました。また、誤送信したメールの削除も依頼しました。</p> <p>(2)報道機関への情報提供は、2月17日の夜、広報課を通じて報道機関に対して情報提供を行いました。(3)再発防止策です。複数の宛先へメールを送る際には、宛先ごとに送信するか、B C Cで送るよう、区長部局も含め教育委員会事務局、全学校管理職に対して改めて指導いたしました。</p> <p>本件については、これまでも複数回注意喚起を行ってきたことではありますが、事故に至ってしまった次第です。再発防止に向けては、より一層の指導の徹底を図ってまいります。申し訳ございませんでした。</p>
会長	<p>ただいまの説明について御質問、あるいは御意見はありますか。</p>
委員	<p>どちらの御報告も胃が痛い話だと思います。私はこの前、区に情報公開請求をして4,000枚近くもらって、それにはかなり黒塗りがありました。その場合も2回3回とか、2人3人で点検するのかなと思うと、すごく仕事を増やしているなという気がして、申し訳ない気がします。技術的に何とかできないのかなとか、今は何とかチャットとかありますが、例えば、P D Fだから文字は拾えないのかもしれないけれども、固有名詞だけを拾えとか、きっと世の中はそういうになるだろうと思いますから、それまでは頑張ってくださいとしか言えないです。B C CとT Oも本当によくやることです。これも、メールソフトがもうちょっと何かできていいような気がしますね。「T Oで、何十人に送ろうとしていますけれども大丈夫ですか」みたいなメッセージが来るとか、そういう技術革新に期待したいと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。私から質問です。メール送信時の宛先誤設定についての御報告の、4番の「区の対応」の(1)関係者への謝罪等で、誤送信したメールの削除を依頼したという記載があります。これは、全ての方から削除に応じるという返答までを得ているのでしょうか。</p>
教育人事企画課長	<p>依頼をして、削除しましたと丁寧に返信してくださった方は数名ですが、ただ、教員を目指して教職に当たっている方々ですので、そこのところはしっかりと行っているものと受け止めております。</p>
会長	<p>これは意見ですがけれども、依頼するだけでは不十分で、依頼した上で、削除したら御連絡くださいというようなことまでやって、御連絡のない方については、御依頼の件はどうでしょうかというように、最後まで追跡していかないといけないと思います。</p>

	<p>人数の差はありますけれども、もう一方のほうの事故、情報公開時における非公開情報の誤提供は、間違っって公開情報を得た人が、実際にその部分は返却するというところまで確認が取れていますので、これで一件落着くと思うのです。メール送信時の宛先誤設定については、結果的には、ここが再発防止策以前に、現在の対応がまだ完了していないというふうに考えるべきだと思います。もし、このあと機会が得られるようであれば、わざわざ返信してくれた方以外については念のために、「その後、削除していただきましたでしょうか」というところまで、相手からの返事をもらうところまでやっていただくほうがいいかと思います。</p> <p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>メールアドレスの流出が、個人情報保護の事故として報告されているわけです。個人情報保護委員会のホームページを参照すると、メールアドレスだけでも個人情報に該当するかというFAQに対して、メールアドレスにユーザー名及びドメイン名から特定の個人を識別することができる場合は個人情報に該当するし、それ以外の場合は個別の事例ごとに判断することになるというような記載がされているところからすれば、名簿の内容がつかみづらかには分からないのですけれども、恐らくは120件全体が個人情報事故にはならないのではないかとこのころは感じているところがあります。</p> <p>今、会長からも追跡の意思確認の話がありました。それをするのであれば、なおさら120名のうちの何人が個人情報の流出に当たるのかというところは、一回ふるいに掛けた上で追跡調査をすることが必要十分な対応ではないかということ、私の意見として申し上げたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、委員がおっしゃった意味というのは、日本の個人情報保護法の定義上は、メールアドレスが例えば、私は佐藤慶浩なのですが、satouyoshihiro@だったら個人情報なのです。これがA1357@何とかだと個人情報には該当しないというふうな法律になっています。今回のメールのアドレスの中から、本当に名前が書いてあったりする人だけの部分を事故として扱ってもいいのではないかとこのころは感じているところがあります。ほかに御質問、御意見がなければ、本件は了承といたします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしております。これから、事務局が答申案文をお配りしますので、内容を御確認願います。なお、オンラインにより参加されている委員の皆様は、画面から御確認ください。</p> <p>(答申案文配布)</p>
会長	<p>この内容でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しします。</p>

(答申文受領)	
会長	本日の議題は、以上となります。最後に事務局から何かありますか。
デジタル戦略担当部長	<p>任期の終了と委員の改選について御報告いたします。委員の皆様の任期は、令和5年6月30日までとなっております。令和3年度から2年間、皆様には多大な御尽力を賜りまして誠にありがとうございました。次期委員については、今後、事務局から就任依頼、あるいは団体の方々への推薦依頼を行い、7月1日付で委嘱を行いたいと考えております。会議に御出席いただき御審議を賜るのは、任期という点では本日が最後になると思われまます。どうもありがとうございました。</p> <p>それから1点、先ほど委員との質疑の中で、情報管理課長のほうから、構成はこのままというお話を申し上げましたが、それはあくまで人数の話です。例えば、議員枠、学識経験者枠という話ですので、それらの個人については念のためですが、今申し上げたとおり変わる場合もあるということをお承知おきください。それでは、本日が最後になりますので、会長より一言お願いいたします。</p>
会長	<p>今年度につきましても、皆様お忙しい中を御出席いただき、御審議、御意見等を頂きましてありがとうございました。この情報公開・個人情報保護審議会は、30年以上の歴史があります。本日の報告にもありましたけれども、この審議会の位置付けが来年度からは新たに変わることになります。その部分で少し内容が変わりますけれども、審議会自体はこのまま継続することになりますので、引き続き御協力いただければと思います。</p> <p>私のほうからは、その点で皆様への御礼と、引き続き御協力の願いをお伝えさせていただければと思います。ほかに事務局から何かありますか。</p>
情報管理課長	<p>本日確定した令和4年度第4回の会議録を現在、事務局からお配りしておりますのでお受け取りください。オンライン参加の方につきましては、後日、事務局から送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>次回の開催については、先ほど話のありましたとおり、7月に委員の改選があることから、次回の審議会についてはまだ調整中で、具体的な日程は未定ですけれども、現時点では7月以降を予定しております。就任依頼、推薦依頼の際に、次回審議会の開催日程については改めてお知らせさせていただきたいと存じます。</p>
会長	それでは以上で、令和4年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきましてありがとうございました。